

インフルエンザについて

保育所や認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育所や認定こども園に入所している子どもがよくかかるインフルエンザについては、医師の診断にしたい「インフルエンザの出席停止期間」を参考にされ、登園の際には登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育所や認定こども園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、登園する際にはご配慮ください。

《インフルエンザの出席停止期間》

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで 【厚生労働省ガイドライン】

◎例えば、発症後1日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登所(園) 可能

※発症後5日以内のため、登所(園)できません。

◎例えば、発症後3日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登所(園) 可能

保育所・認定こども園でのインフルエンザの流行を防ぐ意識を、保護者一人ひとりがもち、行動していただくようお願い致します。